

# 繁殖馬セール 購買の手引き

ここでは、当セール業務規程の中から、購買者の皆様に特にお伝えしたい規定について、抜粋してご案内いたします。

## 準備編

- 購買登録（購買申込書の提出）は、**1月14日(日)**までに行ってください。（必着）

**購買登録は事前のみとし、セール開催日当日は購買登録ができませんのでご注意ください。**

- 事前に送付する購買登録番号シールをご持参ください。

## 落札編

- 取引開始前の（販売者の申告による）公表事項は次の通りです。

- ・受胎状況
- ・受胎馬は受胎種牡馬と最終種付月日
- ・悪癖（さく癖、ゆう癖、旋回癖、身喰い）
- ・疾病歴・手術歴
- ・その他、販売者から申告があった事項

- せり上げは、100万円未満は最低1万円単位、100万円以上は最低10万円単位とします。
- 落札の後、「**落札(購買)に関する確認書**」にサインを頂きに係員がお席まで参りますので、**しばらくの間お席から離れませんよう**お願い申し上げます。  
※落札後の購買者名義の変更は一切出来ませんのでご注意ください。
- 売買契約書及び請求書は、開催日の翌朝に郵便にて発送致しますが、予め請求書を開催当日の夜にファックスにて送信致します。（ファックス番号をご記入願います）※不要の方はお申し出ください
- 売買代金は、開催日の翌日から**5日以内（1月29日まで）**に開設者へお支払いください。

《お振込先》 北洋銀行 静内支店 普通 0387906  
北海道信連 しずない代理店 普通 0328102  
《口座名義》 株ジェイエス

※恐れ入りますが、お振込手数料は購買者をご負担ください。

## 引取り編

- 購買馬の引取りは**売買代金全額を開設者へ支払った後開設者が指定する場所にて開催日の翌日から5日以内（1月29日まで）**に行ってください。
- 引取り前に受胎・不受胎を確認する、または子宮・卵巣の有無を確認する獣医検査を行うことができます。  
**せり名簿掲載の受胎状況は販売者による申告**であり、引渡し時点での状況を保証しているものではありません。  
本件は契約解除の可否に関わりますので、**引取り前に獣医検査を行うことをお勧めします**。なお、この時の獣医検査の費用は落札者のご負担となります。

- 売買契約解除の対象は次の場合となります。

- ・公表しなかった悪癖（さく癖、ゆう癖、旋回癖、身喰い）を引取り後2日、または開催日の翌日から7日（最長1月31日まで）のいずれか早い日までに発見した時
- ・多胎妊娠を証明できる時
- ・受胎馬の最終種付月日が誤っていた時
- ・受胎馬の産駒が血統登録を拒否された時（性別の判別不可の場合を除く）

- 次の場合も契約解除の対象となりますが、**引取り前でのみ**対象となります。

- ・公表した受胎状況が違っている時
- ・本馬が死亡した時
- ・子宮及び卵巣の欠如を証明できる時
- ・開催日の前2年以内に業務規程第20条第1項(7)に記載ある手術歴を証明できる時

※ご不明な点は **0146-42-2544**

**セール係**までお問い合わせください。